

医療安全に関する基本方針

医療従事者と患者との間の情報共有に関する基本方針

親切で丁寧な説明を受けたいと望んでいる患者と、十分な説明を行うことが医療提供の重要な要素であるとの認識を持つ医療従事者が、相互に協力し合う医療環境を築くことが必要である。したがって、医療従事者側からの十分な説明に基づき患者側が理解・納得・選択・同意が得られるよう、医療従事者は患者との間で情報を共有するよう努めなくてはならない。

本方針は患者およびその家族から閲覧の申出があった場合には、速やかに応じるものとする。

患者からの相談への対応に関する基本方針

- 1) 患者や家族等からの相談に応じられる体制を確保するための患者相談窓口を設ける。相談内容によっては、医師、看護師、その他職員が連携して対応する。
- 2) 相談等を行った患者や家族に対しては、これを理由として不利益な取り扱いを行ってはならない。
- 3) 相談を受けた内容等、職務上知り得た内容を正当な理由なく他の第三者に情報を提供してはならない。
- 4) 相談を受けた内容は記録するとともに、関係部門に報告する。また、相談等で医療安全に関するものについては、医療安全管理者と連携して対応し、安全対策の見直し等に活用する。